

3 受 託 研 究

(2) 平成25年度継続テーマ（中間報告）

県民参加型の点検と助言による施設改善に関する研究

Research on the building improvement by check and advice in which Hyogo residents participated

室崎千重（奈良女子大学）

MUROSAKI Chie (Nara Women's University)

三谷信之 趙 玫姫 難波 健 北川博巳

MITANI Nobuyuki, CHO Min-Jung, NAMBA Ken, KITAGAWA Hiroshi

キーワード：

施設改善、点検と助言、福祉のまちづくり条例、参加型、研修

Keyword:

Building improvement, Check and Advice, City Planning Regulation for Barrier-free, Participation, Training

Abstract:

City planning regulation for Barrier-free of the Hyogo prefecture was revised in 2010. The system of the building improvement by check and advice in which Hyogo residents participated was added as new structure. This research aims at clarifying the validity of this pioneering system, and the future state.

The following became clear from investigation of the practice example of check and advice.1) C&A has led to learning which leads to a future environmental improvement.2) The role of the adviser who adjusts the whole is very important.

We developed the program which can understand relation of a wheelchair user and environment. It became clear from the questionnaire result that a program has an effect.

1 はじめに

1.1 研究の背景

兵庫県が全国に先駆けて平成14年に制定した福祉のまちづくり条例は、平成22年12月に改正され、平成23年7月より施行された。今回の改正では、新たな制度として「県民の参画と協働による特定施設の整備と運営（第33条の3・4）」が加えられた。これは、当事者と専門家からなる「福祉のまちづくり

アドバイザー」を施設の所有者の求めに応じて派遣し、施設点検により高齢者・障害者等がより利用しやすくなる施設改善への助言を行うもの（チェック&アドバイス制度）である。

従来の条例は、新築に対しては効力を持つものの、既存施設への対策は取りにくいという課題があった。また、条例の基準は一般的に守るべき事項を示すもので、利用しやすい施設整備を進めるためには、施設ごとの用途やハード環境などの個別の状況に応じたきめ細かな配慮が必要となる。

今回創設された県民参加型の点検と助言による施設改善の制度は、特に①既存施設も対象となること、②条例に示されたハードの基準に加え、各施設の実情に応じて配慮可能な事項をソフト面も含めて柔軟に評価できる、という点で福祉のまちづくりを推進する上での意義は大きい。

1.2 研究の目的と方法

本研究は、先駆的なこの制度が有効に機能するしるきを確認するために、実践と検証を通して現状の制度の課題、制度の有効性と今後のあり方を明らかにすることを目的とする。

研究方法は、次の通りである。制度の現状の課題と有効性を把握するため、①チェック&アドバイス（以後、C & A）実施事例の同行調査、②C & A事例の事後の改善箇所および事業者評価把握、を実施する。より適切な福祉のまちづくりアドバイザー（以下、アドバイザー）の育成手法を確立するために、③建築専門のアドバイザー向けのスキルアップ研修の開発と評価を行う。また、平成25年度に、より効果的なしくみ検討のため、④全国の類似制度とその事例調査を実施する予定である。

2 チェック＆アドバイス実施事例調査

2.1 C & A制度の概要

C & A制度の概要は次の通りである。対象は、兵庫県内の不特定多数の方が利用する施設^{注1}で、既存施設および新築を計画中の施設である。

県はアドバイザーあっせんの申請を受けて、アドバイザーを施設用途に応じてあっせんする。アドバイザーは5人程度で、専門家アドバイザー2名（建築専門1名、福祉専門1名）と当事者アドバイザー3名（例えば、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害）程度の構成である。

既存施設の場合は現場訪問し、点検・助言を実施する。さまざまな利用場面（雨天や夜間、非常時など）を想定した点検・助言、条例に記載された内容以外にも利用しやすくする工夫の助言を行う。また、課題のみではなく優れた点についても点検する。実施後、結果をシートにまとめて報告する。制度の利用者は、報告に基づき可能な内容の改善に取り組む。

2.2 調査施設のチェック＆アドバイス結果

同行調査を行ったC & A事例は4例で、2例が既存施設、2例が新築施設の計画案である。調査対象事例の概要を表1に示す。各施設の用途に応じてあっせんされたアドバイザー構成が異なる。以下に4施設の結果を示す。

1）見学施設KB

見学施設KBは、製品製造工程の紹介・見学と市販商品の試飲を見学コースとして提供している。C & Aでは、この施設の性格から施設利用の可否に加えて、楽しむことができるかという利用者の視点も含めて実施された。指摘された課題および評価された点は表2に示す通りである。

2）銀行支店MK

銀行支店MKは、鉄道駅前にある大手銀行支店である。C & Aでは、一般的な銀行の利用が円滑に行えるかどうかに着目し、ハード面に加えてソ

表2 事例1,2のC&Aの結果
Table. 2 Result of C&A of the examples 1 and 2

■1. 見学施設KB C&A結果（一部抜粋）		
駐車場	・車いす配慮の駐車区画が少し狭い	○
入口前	・車いす等のために簡易スロープがあるとよい	○
待合	・イスに座る際、杖をかける場所があるとよい	△
展示	・もう少し高さが低いと車いすでも見やすい	○
	・展示台の下がオープンだと車いすで近づきやすい	○
	・視覚障害の方には、触る、匂いなど体験させてもらおうと楽しめる	○
	・展示物に点字を貼っても、どこに点字があるかわからなければ効果がない	○
	・聴覚障害用にコーナー解説を事前に渡す	○
シアター	・絨毯がやわらかく、車いすで移動困難	△
	・イスが低くやわらかいので高齢者や片マヒの方には立ち上がりにくい	△
	・車いすはいつも後方席なので、今回のように真ん中にスペースがあると嬉しい	○
	・聴覚障害には字幕があるとよい	○
	・多目的トイレがもう1か所欲しい	△
多目的トイレ	・ブース内にも点字ブロックがあり、車いすで使用が困難	△
	・一般トイレ内に音声案内など配慮すれば視覚障害の方も利用しやすくなる	△
	・多目的トイレがもう1か所欲しい	△
■2. 銀行支店MK C&A結果（一部抜粋）		
駐車場	・店舗のすぐそばにある点が良い。屋根があるととても助かる	△
	・駐輪場が奥まって暗いため、利用が不安	○
入口	・入口内部の点字ブロックが足ふきマットで隠れてしまっている	○
	・グレーチングの溝が細かく通りやすい	○
ATM	・幅広のATMが1台あり、車いすでも気兼ねなく利用しやすい	○
	・ATMに並ぶ列を誘導する柵の設置幅が車いすやバギーには狭い	○
店内	・個別対応のカウンター高さは車いすで使いやすいが、奥行き狭く足が奥まで入らない	△
	・通路幅は十分確保されている	○
	・イス形状によって立ち上がりにくいので利用場面に配慮があるとよい	○
	・車いすで気兼ねなく順番待ちできるスペース欲しい	○
	・衣服かけのフックが見つけにくい	○
トイレ	・荷物置き棚にトイレ洗剤が置いてあり利用できない	○

表1 調査事例の概要
Table. 1 Outline of a research example

	事例1：見学施設KB	事例2：銀行支店MK	事例3：児童相談所N	事例4：障害児入所施設A
既存／新築	既存	既存	新築	新築
アドバイザー構成	建築専門1名、福祉・医療専門2名、車いす1名、上肢障害1名	建築専門1名、福祉・医療専門2名、車いす1名、聴覚障害1名、視覚障害1名	建築専門1名、福祉・医療専門1名 +モニター 当事者団体1名	建築専門1名、福祉・医療専門1名 +モニター 施設運営者1名
施設概要	大手メーカーの見学施設。シアター、製造工程見学、試飲体験がある。	大手銀行の支店、平成23年新規出店の新しい店舗。鉄道駅の付近に立地。	児童福祉法に基づく児童相談所。相談・助言・指導や一時保護も行う。	知的障害児の入所施設。既存施設の老朽化により新築建替を実施。
実施日	平成23年10月28日	平成24年1月26日	平成24年2月20日	平成24年6月1日

フト面の接客も含めて総合的な点検を実施した。接客については、視覚障害、聴覚障害、車いす利用者それぞれについてロールプレイングを実施した。指摘された課題および評価された点は表2に示す通りである。

3) 児童相談所N

児童相談所Nは、新築事例であるため図面への点検助言である。C & A結果としては、道路から施設入口までの点字ブロック配置の考え方と現状計画の課題の指摘、車いす利用者等に配慮した駐車場からの屋根の設置提案、待合スペース空間の安全性、視覚的な情報を充実させるサイン計画や各扉の色を変えるなどの内装提案がなされた。

4) 障害児入所施設A

障害児入所施設Aも、新築事例であるため図面への点検助言である。C & A結果としては、手すり設置高さは児童の身長に配慮すること、トイレ扉に内開きが存在するので外開きに統一、面会に来る保護者のためにトイレ内にベビーチェア設置、児童が自分の部屋をわかりやすくするため、部屋を色分けすることや動物の名前をつける工夫の提案がなされた。

2.3 アドバイス実施後の改善と事業者評価

既存施設事例である1) 2) を対象に、アドバイス実施から半年程度後に再度訪問し、改善箇所およびC & A制度への事業者の評価についてヒアリングを実施した。C & A後に改善が実施済みおよび改善進行中は、表3の右列に○印のついた項目である。改善の一例を図1に示す。△印のものは、一定以上の予算が必要、工事が必要等の項目であり、予算要求中や今後の整備のタイミングを待って整備検討予定のものである。すぐにできる内容の指摘については、直後に改善されていた。

事業者のC & Aを受けた感想は、「障害のある方への配慮についてわかっているつもりが、判っていない点に気づけてよかった。」「どんな配慮が必要か不安だったところも、使えると評価をもらおうと自信

になった。」等であり、評価されている。C & Aを通して実際に使いやすい環境整備に繋がる学びの機会ともなることが確認できた。

2.4 C & Aの効果と今後の課題

C & Aの効果として、施設改善を具体的に検討する事業者には非常に有効な助言の機会となると共に、当事者・利用者目線での環境整備方針が理解できることにより、今後のよりよい整備にも繋がる学びの機会となっていると言える。

今後の課題としては、新築のための計画時点でのC & Aでは図面を読む必要があり、建築専門以外のアドバイザーがうまく点検・助言ができるような工夫や配慮が必要である。また、C & Aの際に他のアドバイザーの発言を促す、点検・助言の漏れがないか等全体に配慮するチーフアドバイザーの役割は非常に重要であり、この役割を担うアドバイザーのスキルアップが必要である。

3 アドバイザー向け研修の開発と効果

3.1 スキルアップ研修のプログラムの開発

建築専門のアドバイザーは、C & Aで重要な役割を担うチーフアドバイザーの役割が期待されている。しかし、建築実務の中では当事者と接する機会や障害について理解する機会が限られているため、スキルアップ研修プログラムを開発する。

研修は、座学ではなく当事者講師からの講義や体験を通じた“気づき”に重点を置く。また、障害と環境の関係性をしっかりと理解する機会とするため、半日の研修でひとつの障害に焦点を絞る。

今年度と来年度で予定されている3回について、各テーマを第1回が車いす使用者、第2回が視覚障害者、第3回が聴覚障害者としてプログラムを開発する。平成24年度は、第1回として車いす対象のプログラム開発と研修実施を行った。

3.2 車いす使用者をテーマとしたスキルアップ研修実施内容と評価

当日のプログラム内容とねらいは表3に示す通りである。車いす当事者である講師から、車いすでの不便や苦勞およびユニバーサルデザインについて学んだ後、自走車いす体験学習を行った。研修実施は2013年2月、受講者は14名である。

研修終了後に実施したアンケート結果をみる。

今までの車いす体験の有無は、「全くない」3名、「少しある」が8名であり、経験があまりない者が8割を超える。専門教育の過程でバリアフリーやユ



左：車いすスペース確保 右：通路幅の拡幅

図1 C & A後の施設改善の一例

Fig. 1 Example of the building improvement after C&A

表3 研修の目的とプログラム
Table. 3 Purpose and contents of training

実施	平成25年2月13日（水）13：30～16：30
会場	兵庫県立福祉のまちづくり研究所
参加	建築専門アドバイザー 10名 + 行政4名
研修	【車いす使用者講師による講義】（55分） ねらい：車いすを使用する中での日常・非日常の場面での事例やユニバーサルデザインについて講義を通じて、障害についての理解も深める。 【車いす体験実習】（90分） ねらい：条例等に表示される環境を実際に車いすで体験することで理解する。また環境への工夫と使いやすさについても学ぶ。 1）段差通過体験（20分） 段差：3mm、5mm、10mm、20mm体験  2）スロープ走行体験（20分） 勾配：1/8、1/12、1/15、1/20走行 3）廊下通行体験（20分）  4）引戸/開き戸操作体験（20分）

ユニバーサルデザインを学ぶ機会の有無については、「全くない」7名、「ほとんどない」4名となり、教育課程で学ぶ機会がなかった者が8割を占める。

バリアフリー法を知っているかについて、「内容まで知っている」9名、「内容は詳しくわからない」5名であり、法の基準が周知されているとは言えない状況である。また、バリアフリーはどの程度実現されるべきだと考えるかについて、「条例等の基準では不十分であるため、基準以上の整備が必要」10名、「条例等に適合する程度」3名であった。今回の研修を受けて、条例の基準以上の整備の必要性に気付いたとの記載も見られた。

今回の研修で新しい気づきや再認識があったかについては、「非常にある」11名、「少しある」2名であり、研修のねらいはある程度達成されたと言える。新しい気づきや参考になった点の自由記述では、「バリアフリーといいながら、障害のある方にかなりの

負担をかけていることを再認識した。」「頭の中で考えるだけでは不十分、体験できたことがよかった。」「小さな工夫で環境が改善できることがわかった。」等の意見が挙げられた。さらに、研修が今後のC&Aや建築設計実務の参考になるかについて、「非常になる」12名、「少しなる」1名であり、研修で得た知識が実践に役立つとの評価が得られた。

4 まとめ

平成24年度は、C&A事例調査から条例の基準に留まらない利用者目線での幅広い助言が行われていること、助言は今後の環境改善にも繋がる可能性が高いことなどの効果が把握できた。C&Aの今後の課題として、建築前の図面のみでのC&Aの手法開発およびチーフアドバイザーのスキルアップの必要性が指摘できた。アドバイザー向けのスキルアップ研修プログラムとして車いす使用者版を開発し、その効果を確認した。

来年度は、以下の調査・分析を予定している。全国の類似制度と特徴的な制度についてはその事例調査を実施する。これにより、兵庫県制度の全国での評価およびより望ましいしくみに発展させるためのヒントを得ることを目指す。さらに、アドバイザー向けスキルアップ研修のプログラムとして、視覚障害者版と聴覚障害者版を開発し、その効果を検証する予定である。

謝 辞

本研究を行うにあたり、福祉のまちづくりアドバイザーの皆さま、C&Aを受けられた企業・団体の皆さま、兵庫県都市政策課福祉のまちづくり係の皆さまに調査協力および情報提供をいただきました。ここに記して感謝の意を表します。

注

注) 例えば、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、床面積100㎡以上の商業施設等。参考文献2)を参照。

参考文献

- 1) 福祉のまちづくり条例、兵庫県、2010
- 2) 兵庫県HP、チェック&アドバイス制度・ひょうご県民ユニバーサル施設、
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html、2013.03最終訪問
- 3) 兵庫県、「福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）」、2012.01